

「武蔵野美術大学研究紀要 投稿論文の査読に関する取扱い要領」

（一般論文と査読論文の区分）

第1条 武蔵野美術大学研究紀要の研究紀要編集委員会（以下、編集委員会）は、投稿された研究論文について、学内外の専門家による査読（以下、査読と言う）を依頼することができる。査読の有無は、投稿者の希望を尊重する。

（査読者とその選任）

第2条 査読は投稿原稿ごとに原則2名で行うこととし、その選任は編集委員会が行う。また、編集委員会は投稿者に、適切な査読者の候補を照会することができる。編集委員会は公正、妥当な査読が行われるよう努める。査読者名は原則として紀要に記載する。

（査読の期間）

第3条 査読者は委員会の指定する日までに査読を行い、編集委員会に報告する。査読者は投稿原稿を第4条のいずれかに判定し、修正を要する点などのコメントを記述した査読報告書を、所定の書式によって、委員会へ提出する。

（査読の評価）

第4条 査読の評価は、（1）掲載可、（2）修正を条件に掲載可、（3）掲載不可のいずれかとする。

（査読後の論文の扱い）

第5条 編集委員会は査読の結果を尊重し、掲載の可否を判断する。前条（2）の評価を受けた論文は、編集委員会から投稿者に対し、修正を要する点など査読者のコメントを伝え、再提出を求める。

2 再提出論文の採否は編集委員会において、十分な修正がなされたかを検討した上で決定する。また、これらのプロセスを経て掲載と決した論文については、紀要誌上において、査読論文である旨を明記するものとする。

附則

この要領は、2025年4月1日から施行する。